

第2節 マネー・ローンダリング問題をめぐる国際的な動き

I マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

FATF（注）は、平成10年以来、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域を選定する作業を行ってきたが、平成12年6月22日、以下の15の国と地域を「非協力国・地域」として特定した。これを受けて、金融庁は関係金融団体を通じて各金融機関に対し、これらの非協力国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう要請した。

15の非協力的な国・地域（平成12年6月22日公表）

バハマ国、ケイマン諸島、クック諸島、ドミニカ国、イスラエル国、レバノン共和国、リヒテンシュタイン公国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニウエ、パナマ共和国、フィリピン共和国、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島

（注）FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）

平成元年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関。マネー・ローンダリング対策を国際的に推進することを目的としており、現在、日本を含む29の国と地域及び2つの国際機関により構成されている。

II 「40の勧告」の見直し

平成2年に策定されたFATF「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄対策の国際的な基本的枠組みであり、平成8年には、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が新たに盛り込まれた。その後、電子取引やペーパーカンパニーを利用した取引などに対する対策を強化する必要性が高まってきたことを受けて、「40の勧告」の見直し作業が平成13年から開始される予定である。なお、平成12年7月の九州・沖縄サミット蔵相レポートにおいても見直しの必要性が言及されている。